

事業者排出量削減報告書

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都府舞鶴市宇北吸1044								
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	舞鶴市 市長 齋藤 彰								
事業者の主たる業種	地方公共団体								
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））								
計画期間	平成20年4月 ～ 平成23年3月								
基本方針	廃棄物削減・再資源化及び省資源・省エネルギーの推進、職員研修の開催、PDCAサイクルの確立などにより温暖化対策を継続的に取り組む								
推進体制	舞鶴市地球温暖化対策推進実行計画を策定し、市長を委員長とする地球温暖化対策推進委員会を設置し、毎年度上半期・下半期に進捗状況を管理する。								
年度ごとの具体的な取組及び措置の状況	年度	設備、対象、工程等	措置内容						
	20～22	事務・事業部門共通	冷暖房の温度設定の順守。（冷房28℃、暖房19℃）						
	20～22	事務・事業部門共通	パソコン未使用時の蓋閉じ。						
	20～22	事務・事業部門共通	昼休みや業務時間終了時の消灯。（必要箇所除く）						
	20～22	事務・事業部門共通	両面コピー及び片面使用済み用紙の裏面利用の徹底。						
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）	報告年度（実績） （21）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （実績）			
	A 事業所等排出区分	12,093 t	12,307 t	1.8 %	12,033 t	-0.5 %			
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	t	%			
	C その他排出区分	11,775 t	11,892 t	1.0 %	8,616 t	-26.8 %			
	排出合計	*1 23,868 t	*2 24,199 t	1.4 %	*4 20,649 t	-13.5 %			
実績に対する自己評価	全体で基準年度比13.5%減と大きな削減を達成している。排出量の大きな割合を占める、清掃事務所における廃棄物の焼却量が減少したことが大きな要因である。引き続き分別の徹底等をよびかけ、廃棄物量を減少させるとともに、その他の排出源についても更なる排出量削減に努める必要がある。								
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	報告年度（実績）	増減率（実績）		
		二酸化炭素換算			%		%		
		二酸化炭素換算			%		%		
		二酸化炭素換算			%		%		
実績に対する自己評価									
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			報告年度（実績）				
		取組量等	（二酸化炭素換算）		取組量等	（二酸化炭素換算）			
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）	t	（整備面積）	ha	（吸収量）	t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m <sup>3</sup>	（削減量）	t	（利用量）	m <sup>3</sup>	（削減量）	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（発電量）	kwh	（削減量）	t	（発電量）	kwh	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（供給量）	GJ	（削減量）	t	（供給量）	GJ	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t	（購入量）	kwh	（削減量）	t
	家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入	（購入量）	t	（削減量）	t	（購入量）	t	（削減量）	t
	削減量等合計			*3 t		*5 t		t	
	差引排出量 （排出合計-削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	報告年度（実績）	増減率（実績）			
	*1 23,868 t	(*2)(*3) 24,199 t	1.4 %	(*4)(*5) 20,649 t	-13.5 %				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動									
特記事項	★計画期間において実施予定の主な地球温暖化対策措置 (1)本庁舎からの廃棄物排出量を基準9袋/日(4512袋)を5袋/日に削減する。(2)環境教育研修を開催する。(3)剪定枝を資源化(堆肥化)する。(4)BDF燃料の使用 ★グリーン調達基本方針を策定し、グリーン調達を推進しています。 ★本市では、H16年に「舞鶴市地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、H14年度を基準年度としH20年度までに温室効果ガス排出量を4.5%削減するため、地球温暖化対策に取り組みました。 (温室効果ガス排出量⇒H14【基準】:28,048t、H16【実績】:26,499t、H17【実績】:26,340t、H18【実績】:24,000t、H19【実績】:24,947t、H20【実績】:23,136t、H20【計画目標】:26,795t) 引き続き取り組みを進めるため、平成21年に「第2期舞鶴市地球温暖化対策推進実行計画」を策定。H19年度を基準年度としH25年度までに2.1%削減することとしました。 (温室効果ガス排出量⇒H19【基準】:21,892t、H21【実績】:21,125t、H25【計画目標】:21,434t)								

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。  
 注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。  
 注3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 注4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇【業、事務所などの用途を記入してください。】、「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分子となる指標（生産数量、延べ面積、走行距離等）を記入してください。  
 注5 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」のうち「森林の保全及び整備」の「目標年度（計画）」欄には計画期間中の目標の累計を、「報告年度（実績）」欄には実績の累計を記入してください。  
 注6 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条約指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。